

富山県ホームページ企業広告取扱業務

仕様書

1 広告の仕様等

- (1) 掲載位置 県民向けトップページ (<https://www.pref.toyama.jp/>) 及び事業者向けトップページ、魅力・観光トップページの下部（仕様書別紙参照）
(3ページとも同じ広告が表示されます)
※トップページ月間アクセス数：約 82,490 ビュー（令和6年度月平均）
- (2) 掲載枠数 20 枠
- (3) 広告の規格
- ・ 画 像 静止画像（アニメーション不可）
 - ・ 大 き さ 縦 70 ピクセル・横 200 ピクセル
 - ・ 形 式 JPEG 又は GIF
 - ・ データ容量 20KB 以下

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日

3 業務の内容

富山県ホームページへ企業広告を掲載するにあたり必要となる広告主の募集、選定広告原稿の提出等

(1) 広告主の募集及び選定

- ・ 広告主の募集に際しては、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を公募するものとする。
- ・ 広告主の選定に際しては、地域性、公共性の高いものを優先させるものとし、枠数以上の応募がある場合は、次に掲げる順位によるものとする。
 - ①富山県内に本店登記のある者
 - ②富山県内に支店又は営業所を有する者
 - ③上記以外の者
- ・ 常時3枠以上広告を掲載すること。

(2) 広告の原稿の作成及び提出

- ・ 広告の原稿の作成に要する経費は、広告主又は広告取扱事業者が負担するものとする。
- ・ 広告取扱事業者は、広告主及び広告の内容等について事前に県と協議し、承認を得るものとする。
- ・ 広告取扱事業者は、原則として広告の掲載開始日の10日前までに広告の原稿を、CD-R等の電子記録媒体による持込み又は電子メールにより県に提出すること。
- ・ 広告の表現及び内容等について、県が修正を指示した場合は、速やかに訂正の上、再提出すること。

(3) 広告掲載の取下げ

広告主が、自己の都合により広告の掲載を取り下げる場合は、広告取扱事業者は、その旨を県に報告するものとする。

(4) 広告の変更

- ・ 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として1箇月単位で変更することができる。
- ・ 広告主から広告の変更の届出があった場合は、事前に県と協議し、県の承認を得るものとする。

(5) リンク先の変更

- ・ 広告主は、広告のリンク先を変更することができる。
- ・ 広告主から広告のリンク先の変更の届出があった場合は、事前に県と協議し、県の承認を得るものとする。

4 広告掲載料の納入

広告取扱事業者は、広告掲載料を県が指定する下記の期日までに、県の発行する納入通知書により2回に分けて納入するものとする。

回数	納期	納入金額
1回目	令和8年5月29日（金）まで	契約金額の2分の1の額
2回目	令和8年11月30日（月）まで	契約金額の2分の1の額

5 広告掲載料の還付

- (1) 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告取扱事業者の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数（1日未満の端数がある場合は切り捨てるものとする）に応じて、日割り計算により算出した金額（1円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする）を広告取扱事業者に還付する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1箇月単位につき1日（24時間）未満の場合は、還付しないものとする。
- (2) 上記（1）にかかわらず、次に掲げる理由により、県が県ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を還付しないものとする。ただし、一時停止の期間が2日（48時間）を超える場合は、上記（1）に準じて広告掲載料を還付する。
- ①機器等の保守又は工事を行う場合
 - ②天災、事変その他の非常の事態が発生した場合
- (3) 上記（1）及び（2）により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

6 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、富山県企業広告等掲載業務実施要綱（第1条から5条、第7条から13条、第21条）、富山県企業広告等掲載基準、富山県ホームページ企業広告取扱要領を遵守しなければならない。
- (2) 業務期間はもとより業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密を他に漏らしてはならない。